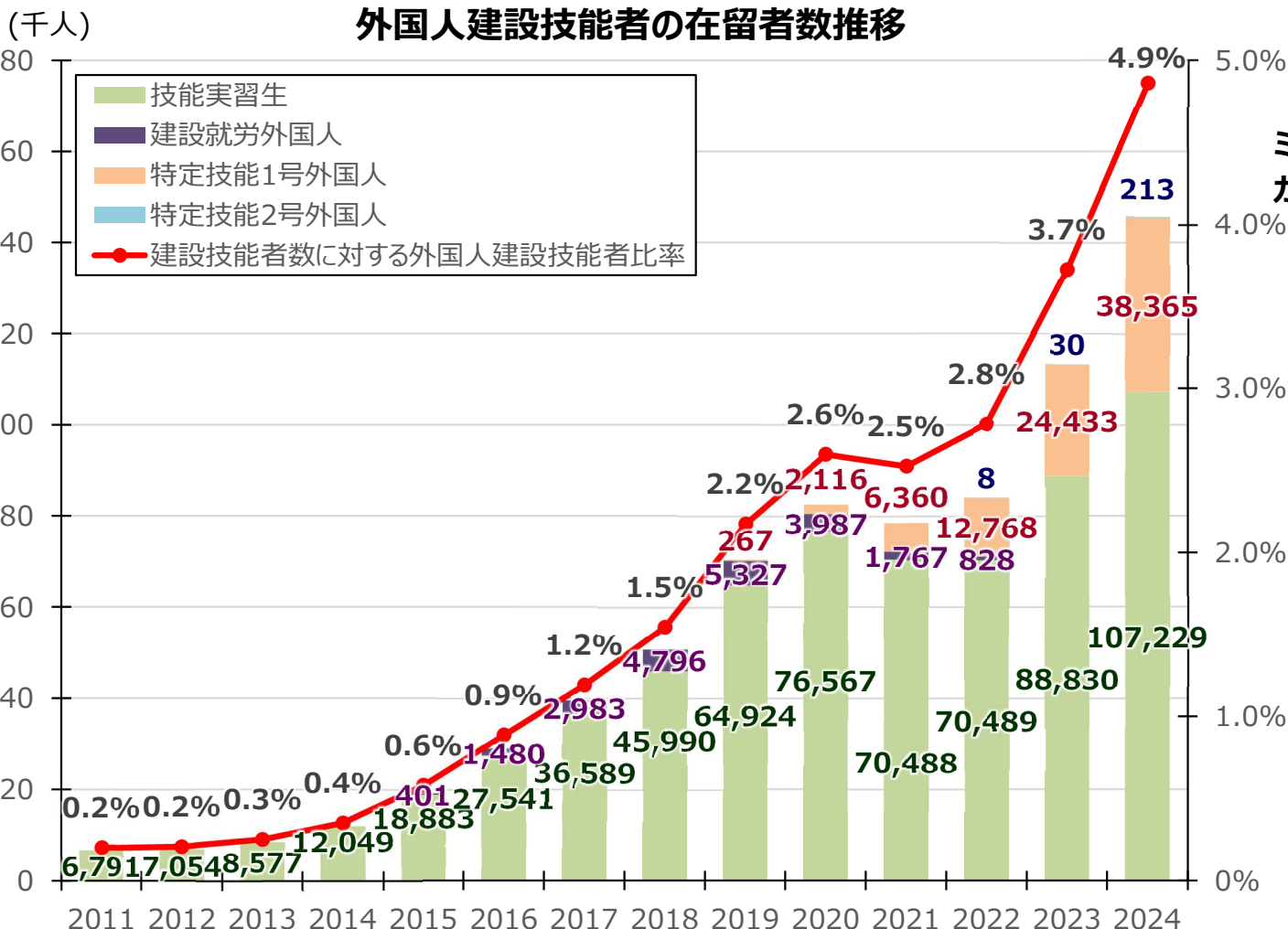


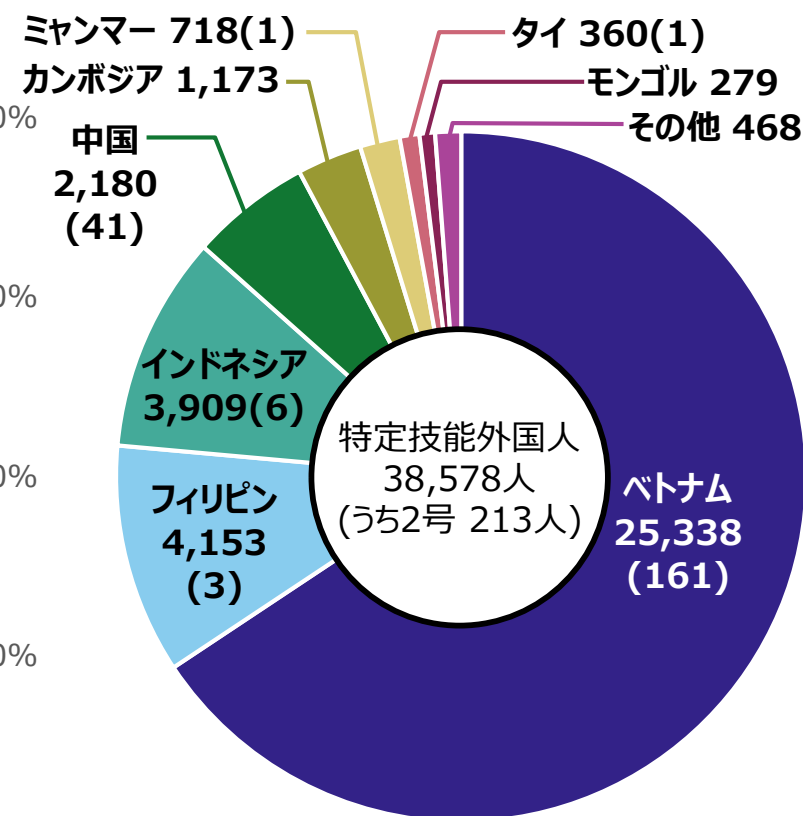
建設分野における外国人技能者の受入れ

外国人建設技能者の現状

- 建設分野で活躍する外国人技能者の在留者数は約14.6万人で、全建設技能者数の約4.9%
- 在留資格別では技能実習が最多(2024年：約11万人) (ただし、技能実習制度は人材育成により国際貢献を行うことを目的とした制度)
- 特定技能2号外国人は現在213人が在留 (2024年12月末時点)



国籍・地域別特定技能在留外国人数 (2024年12月末時点)



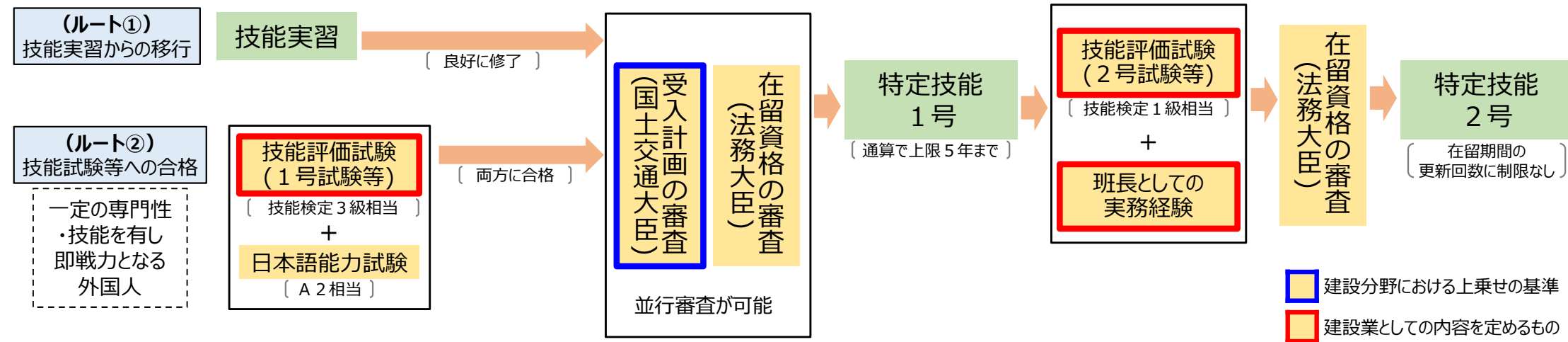
※ 出所 以下公表値を基に国土交通省で作成 (外国人建設技能者数は特定技能外国人、技能実習生、建設就労外国人を合計した人数)

- ・全建設技能者数 : 総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成
- ・特定技能外国人数 : 入管庁の公表資料「特定技能在留外国人数」(在留者数推移グラフにおける数値は各年度末時点又は各年12月末時点)
- ・技能実習生数 : 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (各年10月末時点)
- ・外国人建設就労者数 : 国土交通省による集計 (各年度末時点、2015年度から2022年度まで)

建設分野における特定技能制度の概要

- 建設分野における特定技能制度では、業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえた上乗せの基準として、国土交通大臣が定める告示(※1)において、受入企業の基準を設定しており、1号特定技能外国人の雇用にあたっては、国土交通大臣による建設特定技能受入計画の認定を受けることを求めています。

○ 建設分野における「特定技能」の在留資格の取得及び就労の開始に必要な手続き



○ 建設分野における受入企業の基準及び受入計画の認定要件【告示第2条、第3条】

- ① 建設業法第3条第1項の許可を受けていること
- ② 受入企業及び1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録していること
- ③ 特定技能外国人受入事業実施法人(※2)又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、その行動規範を遵守すること
- ④ 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能の習熟に応じて昇給を行うこと
- ⑤ 賃金等の雇用契約に係る重要事項について、所定の様式による書面で、外国人が十分に理解することができる言語で事前に説明していること
- ⑥ 1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること
- ⑦ 国又は適正就労監視機関(※3)による巡回訪問等による受入計画の実施状況の確認、情報収集、指導・助言に対し、必要な協力を行うこと 等

※1：出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件(平成31年国土交通省告示第357号)

※2：一般社団法人 建設技能人材機構 (JAC) が特定技能外国人受入事業実施法人として登録されています。

※3：一般財団法人 国際建設技能振興機構 (FITS) が適正就労監視機関として認められています。

特定技能制度における外国人材のキャリアパス(イメージ)

- **特定技能 1 号**：在留期間は通算で**上限 5 年**まで、家族の帯同は認められていない
在留資格を得るためには、「試験合格ルート」と「技能実習等からの切替ルート」の 2 通りの方法がある。
- **特定技能 2 号**：在留期間の更新回数に**制限なし**、家族の帯同は要件を満たせば可能(配偶者、子)
在留資格を得るためには、所定の試験への合格及び班長として一定の実務経験等が必要。

【特定技能 2 号】

在留期間の更新回数に制限なし、
家族の帯同は要件を満たせば可能(配偶者、子)

班長として一定の実務経験 + 「建設分野特定技能 2 号評価試験」又は所定の「技能検定 1 級」等に合格

【特定技能 1 号】

在留期間は通算で上限 5 年まで、
家族の帯同は認められていない

試験合格ルート

「技能評価試験」と「日本語能力試験」の両方に合格

① 技能評価試験

「技能検定 3 級」又は「建設分野特定技能 1 号評価試験」

② 日本語能力試験

「国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)」
又は「日本語能力試験(JLPT) N4以上」

※ 試験は国外、国内において実施。

技能実習 2 号を修了していない者

技能実習等からの切替ルート

技能実習 2 号を良好に修了

- ※ 技能実習 2 号を良好に修了した者は、特定技能 1 号の技能水準・日本語能力水準を有するものと評価し、試験を免除する。
- ※ 技能実習 3 号を修了した者は、技能実習 2 号を良好に修了した者と同じ取扱い。
- ※ 技能実習 2 号を良好に修了する見込みの者及び技能実習 3 号を修了する見込みの者は、在留期間満了日の半年前から建設特定技能受入計画の認定申請を行うことが可能。
- ※ 特定活動(外国人建設就労者受入事業、2015年度から2022年度までの時限措置)で在留していた者は、技能実習 2 号を良好に修了した者と同じ取扱い。

技能実習 2 号を修了した者(試験が免除される者)

建設分野における業務区分について

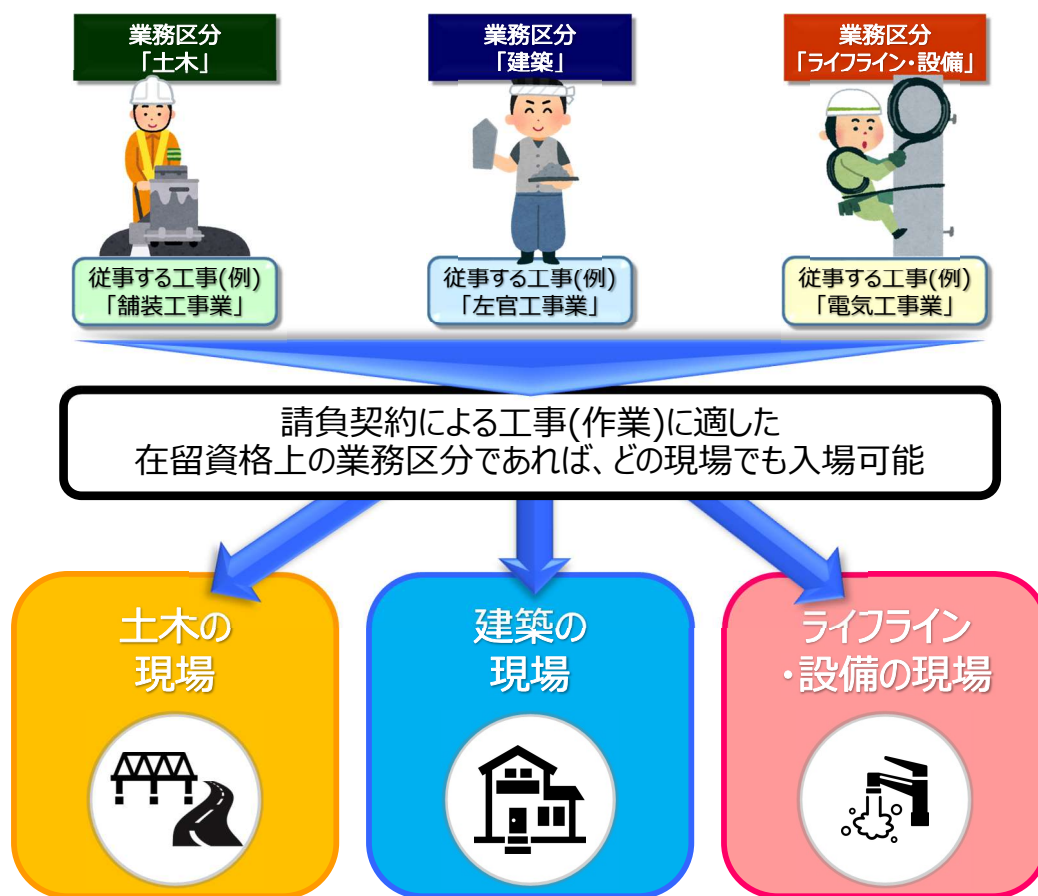
- 建設分野で特定技能外国人が従事する業務は、「**土木**」・「**建築**」・「**ライフライン・設備**」の3つの区分に分類。
- 建設業に係る全ての作業を3つの業務区分に整理・統合。（令和4年8月30日閣議決定）
- 各業務区分ごとに要する**技能の水準**と**従事する業務**の内容が規定されており、特定技能外国人はそれぞれの業務区分に対応した業務に従事。

業務区分	特定技能 1 号	特定技能 2 号	補足
土木 	従事する業務 指導者の指示・監督を受けながら、 <u>土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等</u> に従事 （作業の例）コンクリート圧送、とび、建設機械施工、塗装 等	従事する業務 複数の建設技能者を指導しながら、 <u>土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等</u> に従事し、工程を管理	「土木施設」とは、一般に、土地に定着する工作物のうち建築物以外のものを広く含む概念であると解されており、道路、公園、河川堤防、港湾施設、空港滑走路等がその代表的なものです。
建築 	従事する業務 指導者の指示・監督を受けながら、 <u>建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等</u> に従事 （作業の例）建築大工、鉄筋施工、とび、屋根ふき、左官、内装仕上げ、塗装、防水施工 等	従事する業務 複数の建設技能者を指導しながら、 <u>建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等</u> に従事し、工程を管理	「建築物」は、一般に、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいいます。
ライフライン・設備 	従事する業務 指導者の指示・監督を受けながら、 <u>電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等</u> に従事 （作業の例）配管、保温保冷、電気工事、電気通信工事 等	従事する業務 複数の建設技能者を指導しながら、 <u>電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理の作業等</u> に従事し、工程を管理	本業務で行う作業は、電気通信、ガス、水道、電気等をネットワークとして整備、変更又は修理等行う作業と、それらを住宅等のいわゆる付帯設備として設置・接続等行う作業の、異なる2種類の作業で大きく構成されますが、どちらの作業も行うこともできます。

業務区分と従事できる工事業の考え方

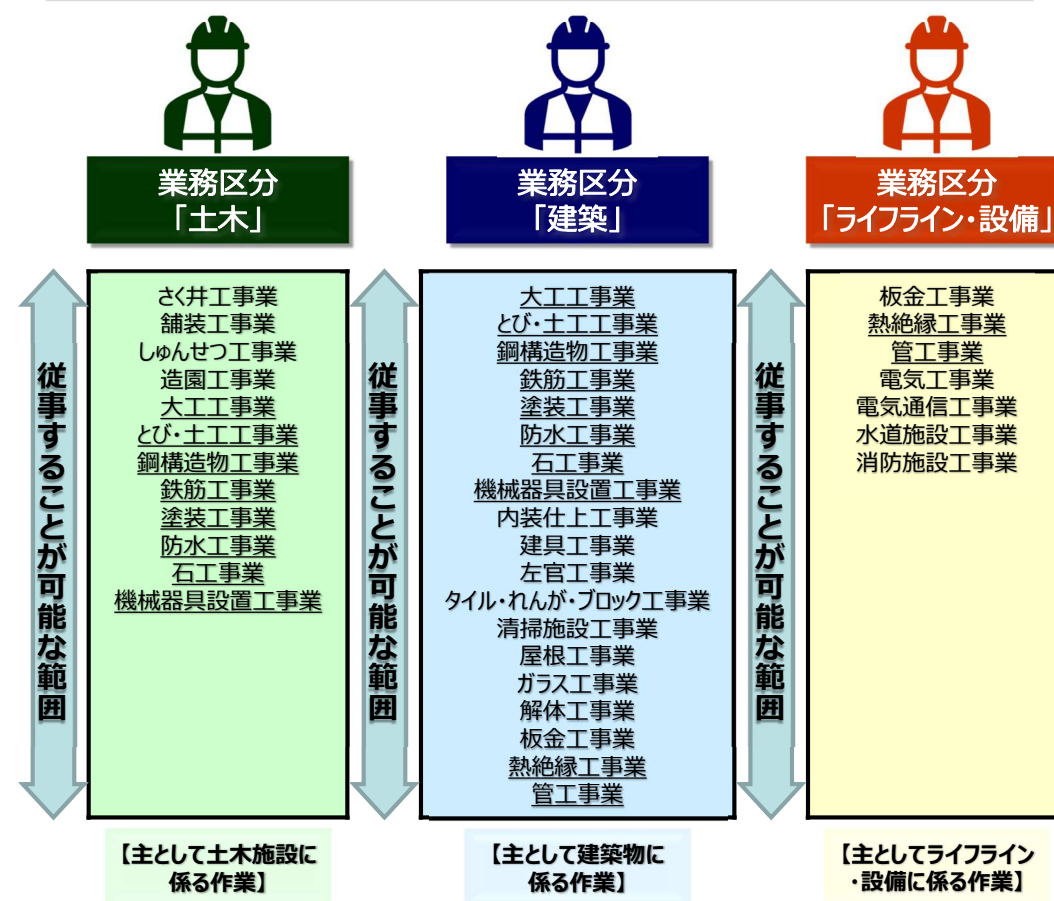
- 在留資格上の業務区分は、特定技能外国人が従事する**業務内容に基づいた区分**であり、業務区分に適合する業務内容であれば、**作業を行う現場の種別を問わず従事可能**。【参考 1】
- 各業務区分ごとに、従事可能な建設業許可工事業との対応関係を確認することに加え、実際に従事させる場合には、雇用契約上、業務範囲を明確にし、同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬となるよう留意が必要。【参考 2】

【参考 1】特定技能外国人の現場入場イメージ



元請企業は、**下請企業との請負契約に基づく工事(作業)**が
在留資格上の業務区分に適していることを確認する必要

【参考 2】各業務区分で従事できる工事の範囲



実際に従事させる場合には、雇用契約上、業務範囲を明確にし、
同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬となるよう留意が必要

技能実習の移行対象職種と業務区分との対応

- 技能実習制度における移行対象職種のうち25職種が、建設分野における特定技能 1 号の在留資格を取得する際の試験免除の対象となっている。
- 各職種がどの業務区分に対応しているかについては、以下の表の通り規定されている。

	技能実習の 移行対象職種	特定技能 業務区分		
		土木	建築	ライフライン ・設備
1	さく井	○		
2	建築板金		○	○
3	冷凍空気調和機器施工			○
4	建具製作		○	
5	建築大工		○	
6	型枠施工	○	○	
7	鉄筋施工	○	○	
8	とび	○	○	
9	石材施工		○	
10	タイル張り		○	
11	かわらぶき		○	
12	左官		○	

	技能実習の 移行対象職種	特定技能 業務区分		
		土木	建築	ライフライン ・設備
13	配管			○
14	熱絶縁施工			○
15	内装仕上げ施工		○	
16	表装		○	
17	サッシ施工		○	
18	防水施工		○	
19	コンクリート圧送施工	○	○	
20	ウェルポイント施工	○		
21	建設機械施工	○		
22	築炉		○	
23	鉄工	○	○	
24	塗装	○	○	
25	溶接	○	○	○

(一社)建設技能人材機構(JAC)について

- 建設分野の特定技能外国人の受入れにあたっては、**外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組**を建設業者団体が共同して実施することが必要。
 - **建設技能者全体の処遇改善**
 - 低賃金・保険未加入・劣悪な労働環境等のルールを守らない**ブラック企業の排除**
 - **失踪・不法就労の防止**



(一社)建設技能人材機構(JAC)概要

- 特定技能外国人の受入れに関する**専門工事業団体**及び**元請建設業者団体**等により構成。
- 国土交通大臣により「**特定技能外国人受入事業実施法人**」として登録。

2025年4月2日現在

名称	一般社団法人 建設技能人材機構 (JAC) Japan Association for Construction Human Resources			
理事長	三野輪 賢二 (一社) 日本型枠工事業協会 会長			
設立日	2019年4月1日			
正会員	55団体			
賛助会員	(建設企業) 2,960社、(建設業者団体) 1団体			
主な事業	適正就労監理	教育訓練・技能試験	無料職業紹介事業	制度周知 グッドプラクティスの普及

○ 特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範

2019年4月1日

(一社) 建設技能人材機構 総会決議

I. 総則

1. 建設業界は一般社団法人建設技能人材機構を設立し、**行動規範の遵守に一致協力**
2. 低賃金雇用により競争環境を不当に歪める者等との関係遮断
3. 生産性向上や国内人材確保の取組を最大限推進
4. **労働関係法令等の遵守**、特定技能外国人との相互理解、文化や慣習の尊重

II. 受入企業（雇用者）の義務

5. 特定技能外国人が在留資格を適切に有していることを常時確認
6. **同等技能・同等報酬、月給制等、技能の習熟に応じた昇給等の適切な処遇**
7. 外国人を含め被雇用者を必要な社会保険に加入
8. 契約締結時に雇用関係に関する重要事項の母国語説明、書面での契約締結
9. 外国人であることを理由とした**待遇の差別的取扱の禁止**
10. 暴力、暴言、いじめ及びハラスメントの根絶、職業選択上の自由の尊重
11. **建設キャリアアップシステムへの加入、技能習得・資格取得の促進**
12. 安全確保に必要な技能・知識等の向上支援、元請企業が行う安全指導の遵守
13. 日常生活上及び社会生活上の支援
14. 直接的、間接的な手段を問わず**悪質な引抜行為を禁止**
15. 機構の行う共同事業の費用を負担

III. 元請企業の役割

16. **建設キャリアアップシステムの活用等による在留資格等の確認の徹底、不法就労者・失踪者等の現場入場禁止**
17. 正当な理由なく、特定技能外国人を工事現場から排除することを禁止
18. 特定技能外国人への適切な安全衛生教育及び安全衛生管理
19. 自社の工事現場で就労する特定技能外国人に対する労災保険の適用を徹底

IV. 共同事業の実施

20. **事前訓練及び技能試験、試験合格者や試験免除者の就職・転職支援の実施**
21. 日本の建設現場未経験の特定技能外国人に対する安全衛生教育を実施
22. 受入企業による労働関係法令の遵守、理解促進等を推進
23. 受注環境変化時の特定技能外国人への転職先の紹介、斡旋
24. (一財) 国際建設技能振興機構に委託して、**巡回訪問等による指導・助言業務、苦情・相談への対応を実施**
25. **地方部の求人情報発掘、都市部と地方部の待遇格差是正**のための助言・指導等、建設特定技能協議会からの地域偏在対策に関する要請に応じて必要な措置を実施
26. 会費徴収や共同事業等の事業運営を実施

V. 実効性確保措置

27. 本規範の違反者に対する除名等
28. 必要に応じた国土交通省、法務省その他関係機関と連携

VI. 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の取り扱い

29. 外国人技能実習生及び外国人建設就労者についても特定技能外国人への取扱いに準じて適正な就労環境を確保

(一財)国際建設技能振興機構(FITS)について

- **(一財)国際建設技能振興機構(FITS)**は、平成27年に、「外国人建設就労者受入事業※」において受入建設企業等に対し巡回指導その他の業務を行う「制度推進事業実施機関」として設立。
※現在は終了
- 現在は、国土交通大臣が建設分野における特定技能外国人の適正な就労環境を確保するための業務を行う能力を有する者と認めた「**適正就労監理機関**」として以下の業務を行う。

一般財団法人国際建設技能振興機構 (FITS) Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction

主な業務内容

① 特定技能外国人の受入企業に対する巡回訪問その他の方法による指導及び助言(巡回指導等)

全ての受入企業に対し、原則として1年に1回以上、巡回訪問を実施し、指導及び助言を行う。

ポイント：巡回指導等に必要な協力を行うことは受入企業の基準となっています。
受入企業は、適正就労監理機関の行う巡回指導等に必要な協力を行う必要があります。



② 母国語相談ホットライン業務

建設分野の特定技能外国人に対する支援として、7つの言語（※）での相談に対応。

※中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語、クメール語、ミャンマー語



③ 受入れ後講習（特定技能スタートアップセミナー）

建設分野で就労を開始する全ての1号特定技能外国人のために講習会を実施。

ポイント：受入れ後講習を受講させることは受入計画の認定要件となっています。
受入企業は、1号特定技能外国人の受入れ後、概ね3か月～6か月の間に当該外国人に対し受入れ後講習を受講させることが必要です。

